

## サービス付き高齢者向け住宅事業者の方へ

### ○住所地特例について

これまで、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームに該当していても基本的に(※1)住所地特例の対象外とされていましたが、平成27年4月1日より有料老人ホームに該当するサービスを提供しているサービス付き高齢者向け住宅についても、他の有料老人ホームと同様に、特定施設として住所地特例の対象とすることになりました。

- (※1) ①介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合  
②有料老人ホームに該当するサービス(入浴等の介護・調理等の家事・食事の提供・健康の維持増進のいずれか)を提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合  
サービス付き高齢者向け住宅については、①か②に該当する場合のみ住所地特例の対象となっていました。

なお、施行日は平成27年4月1日ですが、施行日以後に入居した者から住所地特例の対象となり、平成27年3月31日以前に入居している者については住所地特例の対象となりません。また、状況把握サービスと生活相談サービス(必須サービス)のみを提供しているサービス付き高齢者向け住宅については、住所地特例の対象とはなりません。

### 【住所地特例とは】

介護保険制度において、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は住所地の市町が実施する介護保険の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例対象施設(※2)に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所(居)前の住所地の市町(保険者)が実施する介護保険の被保険者となります。これを住所地特例といい、施設所在地の市町の財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられた制度です。

- (※2) 介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホームに該当するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅)

### ○住所地特例対象者(平成27年4月以降入居者)に係る保険者市町への届出について

入居者及び退居者が介護保険の被保険者であって住所地特例対象者である場合、事業者より該当市町へ住所地特例の適用・変更に関する届を提出していただく必要があります。届の提出につきましては、該当市町の介護保険担当課までお問い合わせください。

### ○サービス変更に伴う県への事前連絡及び登録事項変更届出書の提出について

サービス付き高齢者向け住宅については、以下のいずれかの場合にあっては、住所地特例の対象となることや、住所地特例の対象だったものが対象でなくなることが生じること

になるため、以下のいずれかの場合に該当する登録事項の変更を行なう際には、その変更日前にあらかじめその旨を兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課住宅行政班（電話：078-341-7711 内線 4857）へ連絡してください。

また、高齢者住まい法第9条の規定に基づき、登録事項の変更の日から30日以内に県の指定登録機関である「兵庫県住宅建築総合センター」へ変更届出書の提出もお願いします。

- ① 「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかを実施することに変更することにより有料老人ホームに該当することとなる場合
- ② 「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれも実施しないことに変更することにより有料老人ホームに該当しないこととなる場合